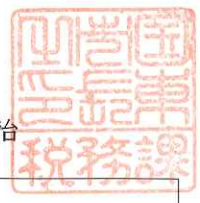


公 示 送 達 書

令和 8年 9月 1日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課 収納対策係で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 9 月 1 日

国東市長 松井 督治



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	執行停止関連帳票 地方税法第15条の7第5項（即時消滅）	国東市国東町原2915番地	清成 時男
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

< 備 考 > 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。